日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

東京都公報

発行　東京都

目次

規則

○災害救助法施行細則の一部を改正する規則……（総務局総合防災部防災管理課）…一

告示

○特定計量器定期検査の実施（二件）……（生活文化局計量検定所検査課）…二
○公共測量の実施（六件）……（都市整備局都市基盤部調整課）…二
○都市計画事業の認可……（都市整備局都市基盤部街路計画課）…四
○東京都地域冷暖房区域の指定……（環境局地球環境エネルギー部次世代エネルギー推進課）…四
○東京都地域冷暖房区域の変更……（同）…五
○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……（環境局環境改善部化学物質対策課）…六

告示（教）

○技能教育の連携措置に係る科目の追加指定……七

告示（選）

○東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数……七
○東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……七
○東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……八

告示（公）

○技能検定員審査の実施……八
○教習指導員審査の実施……九

公告

○開発行為に関する工事完了……（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…一〇
○東京消防庁許認可等事務の標準処理期間に関する規程……（東京消防庁）…一二

規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年四月十日

東京都知事　小池　百合子

◉東京都規則第九十一号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十八年東京都規則第百三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一　避難所の項中「生活」を「避難生活」に、「に避難」を「で避難生活」に、「三百二十円」を「三百三十円」に改め、同表応急仮設住宅の項中「建設型仮設住宅」を「建設型応急住宅」に、「借上型仮設住宅」を「賃貸型応急住宅」に、「五百六十一万円」を「五百七十一万四千円」に改め、同表炊き出しその他による食品の給与の項中「千百四十円」を「千百六十円」に改め、同表被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項中「一八、五〇〇円」を「一八、八〇〇円」に、「三〇、六〇〇円」を「三一、二〇〇円」に、「二三、八〇〇円」を「二四、二〇〇円」に、「三九、七〇〇円」を「四〇、四〇〇円」に、「三五、一〇〇円」を「三五、八〇〇円」に、「五五、二〇〇円」を「五六、二〇〇円」に、「四二、〇〇〇円」を「四二、八〇〇円」に、「六四、五〇〇円」を「六五、七〇〇円」に、「五三、二〇〇円」を「五四、二〇〇円」に、

「八一、二〇〇円」を「八二、七〇〇円」に、「七、八〇〇円」を「七、九〇〇円」に、「一一、二〇〇円」を「一一、四〇〇円」に、「六、〇〇〇円」を「六、一〇〇円」に、「九、八〇〇円」を「一〇、〇〇〇円」に、「八、一〇〇円」を「八、三〇〇円」に、「一二、八〇〇円」を「一三、〇〇〇円」に、「一二、二〇〇円」を「一二、四〇〇円」に、「一八、一〇〇円」を「一八、四〇〇円」に、「一四、八〇〇円」を「一五、一〇〇円」に、「一二、五〇〇円」を「一二、九〇〇円」に、「一八、七〇〇円」を「一九、〇〇〇円」に、「二七、一〇〇円」を「二七、六〇〇円」に、「三、五〇〇円」を「三、六〇〇円」に改め、同表被災した住宅の応急修理の項中「半壊し、又は半焼し」を「半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け」に改め、同項費用の種類及び限度額等の欄を次のように改める。

居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のため支出できる費用は、一世帯当たり次の額以内とする。	
一　二に掲げる世帯以外の世帯	五十九万五千円
二　半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯	三十万円

別表第一　学用品の給与の項中「四千四百円」を「四千五百円」に、「四千七百円」を「四千八百円」に、「五千百円」を「五千二百円」に改め、同表埋葬の項中「二十一万一千三百円」を「二十一万五千二百円」に、「十六万八千九百円」を「十七万二千円」に改め、同表死体の処理の項中「三千四百円」を「三千五百円」に、「五千三百円」を「五千四百円」に改め、同表災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去の項中「十三万五千四百円」を「十三万七千九百円」に改める。

別表第二　一の部医師の項中「二一、三〇〇円」を「二一、六〇〇円」に改め、同部歯科医師の項中「二〇、五〇〇円」を「二〇、七〇〇円」に改め、同部薬剤師の項中「一七、七〇〇円」を「一七、九〇〇円」に改め、同部保健師、助産師及び看護師の項中「一六、六〇〇円」を「一六、八〇〇円」に改め、同部准看護師の項中「一三、四〇〇円」を「一三、六〇〇円」に改め、同部診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士の項中「一四、五〇〇円」を「一四、七〇〇円」に改め、同部歯科衛生士の項中「一四、〇〇〇円」を「一四、二〇〇円」に改め、同部救急救命士の項中「一六、八〇〇円」を「一七、一〇〇円」に改め、同部土木技術者及び建築技術者の項中「一六、〇〇〇円」を「一六、二〇〇円」に改め、同部大工の項中「二五、三〇〇円」を「二五、六〇〇円」に改め、同部左官の項中「二七、三〇〇円」を「二七、七〇〇円」に改め、同部とび職の項中「二七、〇〇〇円」を「二七、三〇〇円」に改める。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則による改正後の災害救助法施行細則別表第一被災した住宅の応急修理の項の規定は令和元年八月二十八日から、同表（被災した住宅の応急修理の項を除く。）の規定は同年十月一日から適用する。

告　示

◉東京都告示第六百二十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和二年四月十日

東京都計量検定所長　荒　木　　誠

一　検査地域　大島町及び利島村

二　検査対象　非自動はかりであって、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三　検査期日　令和二年五月十一日から同月十五日まで

四　検査場所　特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所

五　指定定期検査機関の名称　一般社団法人東京都計量協会

◉東京都告示第六百二十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和二年四月十日

東京都計量検定所長　荒　木　　誠

一　検査地域　新島村及び神津島村
二　検査対象　非自動はかりであって、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
三　検査期日　令和二年五月十一日から同月十四日まで
四　検査場所　特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所
五　指定定期検査機関の名称　一般社団法人東京都計量協会

◉東京都告示第六百二十四号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、中央区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和二年四月十日

東京都知事　小　池　百合子

一　測量施行者　中央区
二　測量の種類　公共測量（街区多角点及び三級基準点復旧測量）
三　測量の区域　中央区新川一丁目、新川二丁目、新川三丁目、日本橋茅場町二丁目、日本橋蛎殻町一丁目及び日本橋箱崎町各地内
四　測量の期間　令和元年十二月一日から令和二年三月二十三日まで

◉東京都告示第六百二十五号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、日野市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和二年四月十日

東京都知事　小　池　百合子

一　測量施行者　日野市
二　測量の種類　公共測量（数値撮影（デジタル））
三　測量の区域　日野市地内
四　測量の期間　令和元年十一月一日から令和二年三月三十一日まで

◉東京都告示第六百二十六号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、青梅市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和二年四月十日

東京都知事　小　池　百合子

一　測量施行者　青梅市
二　測量の種類　公共測量（航空写真撮影）
三　測量の区域　青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町及び日の出町各地内
四　測量の期間　令和元年十二月二日から令和二年三月十九日まで

◉東京都告示第六百二十七号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、あきる野市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和二年四月十日

東京都知事　小　池　百合子

一　測量施行者　あきる野市
二　測量の種類　公共測量（航空写真撮影）
三　測量の区域　青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町及び日の出町各地内
四　測量の期間　令和元年十二月二日から令和二年三月十九日まで

◉東京都告示第六百二十八号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、羽村市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和二年四月十日

東京都知事　小　池　百合子

一　測量施行者　羽村市

二　測量の種類　公共測量（航空写真撮影）
三　測量の区域　青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町及び日の出町各地内
四　測量の期間　令和元年十二月二日から令和二年三月十九日まで

◉東京都告示第六百二十九号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、福生市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和二年四月十日

東京都知事　小　池　百合子

一　測量施行者　福生市
二　測量の種類　公共測量（航空写真撮影）
三　測量の区域　青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町及び日の出町各地内
四　測量の期間　令和元年十二月二日から令和二年三月十九日まで

◉東京都告示第六百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東村山都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年四月十日

東京都知事　小　池　百合子

一　施行者の名称　清瀬市
二　都市計画事業の種類及び名称　東村山都市計画道路事業三・四・二十六号久米川駅清瀬線
三　事業施行期間　令和二年四月十日から令和十七年三月三十一日まで
四　事業地　収用の部分　清瀬市下宿三丁目、旭が丘四丁目及び旭が丘六丁目各地内
使用の部分　清瀬市下宿三丁目及び旭が丘四丁目各地内

◉東京都告示第六百三十一号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）第十七条の十八第一項の規定により、地域冷暖房区域を指定したので、同条第六項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年四月十日

東京都知事　小　池　百合子

一　地域冷暖房区域の名称　高輪ゲートウェイ駅地域冷暖房区域
二　地域冷暖房区域の所在地　港区芝浦四丁目の一部、三田三丁目の一部、港南二丁目の一部及び高輪二丁目の一部
三　地域冷暖房区域の区域図　別図のとおり

別図　高輪ゲートウェイ駅地域冷暖房区域

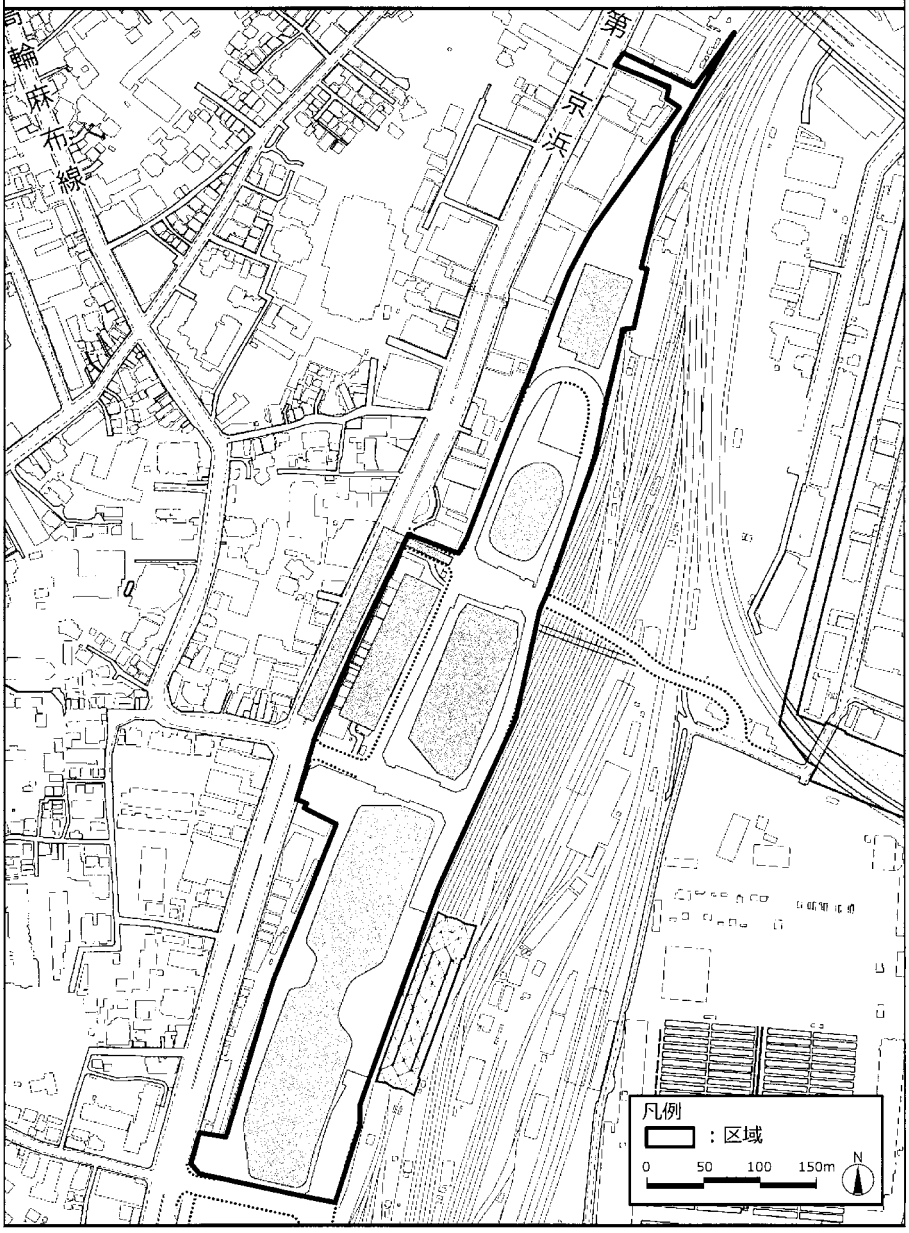

この地図は、東京都知事の承認を受けて東京都縮尺2,500分の1の地形図を利用して作成したものである。(承認番号)31都市基交著第154号

◉東京都告示第六百三十二号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）第十七条の十九第一項の規定により、地域冷暖房区域を変更したので、同条第二項において準用する同条例第十七条の十八第六項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年四月十日

東京都知事　小　池　百合子

一　変更した地域冷暖房区域の名称

東池袋地域冷暖房区域

二　変更内容

地域冷暖房区域の範囲（別図のとおり）

㈠　変更前

豊島区東池袋一丁目の一部、東池袋三丁目並びに東池袋四丁目及び南池袋二丁目の各一部

㈡　変更後

豊島区東池袋一丁目の一部、東池袋三丁目並びに東池袋四丁目及び南池袋二丁目の各一部

別図

東池袋地域冷暖房区域

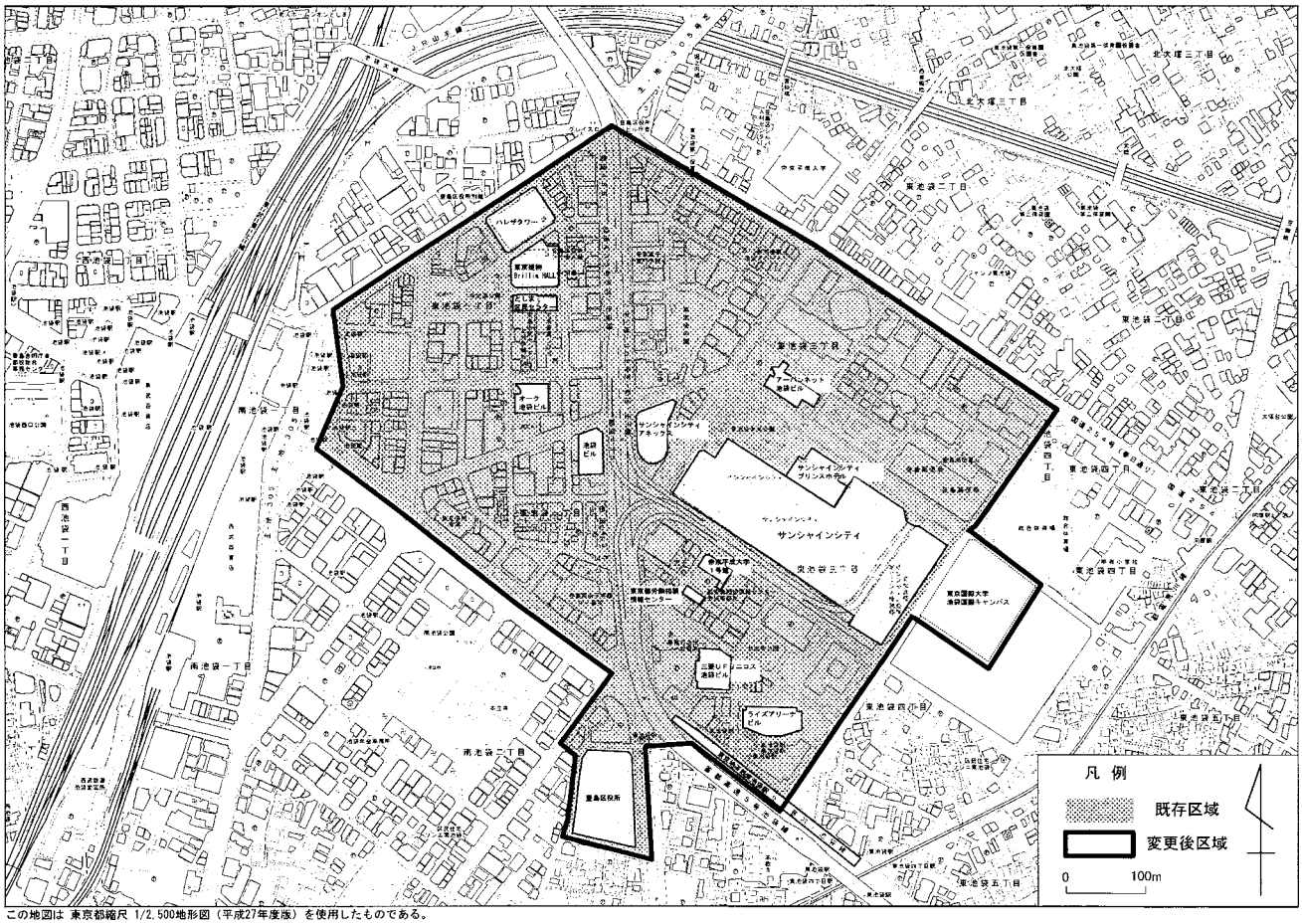

この地図は 東京都縮尺 1/2,500地形図（平成27年度版）を使用したものである。

◉東京都告示第六百三十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第八百五号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年四月十日

東京都知事　小　池　百合子

一　指定を解除する区域　別図のとおり（江戸川区下篠崎町地内）

二　土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類　六価クロム化合物

三　講じられた汚染の除去等の措置　土壌汚染の除去

別図

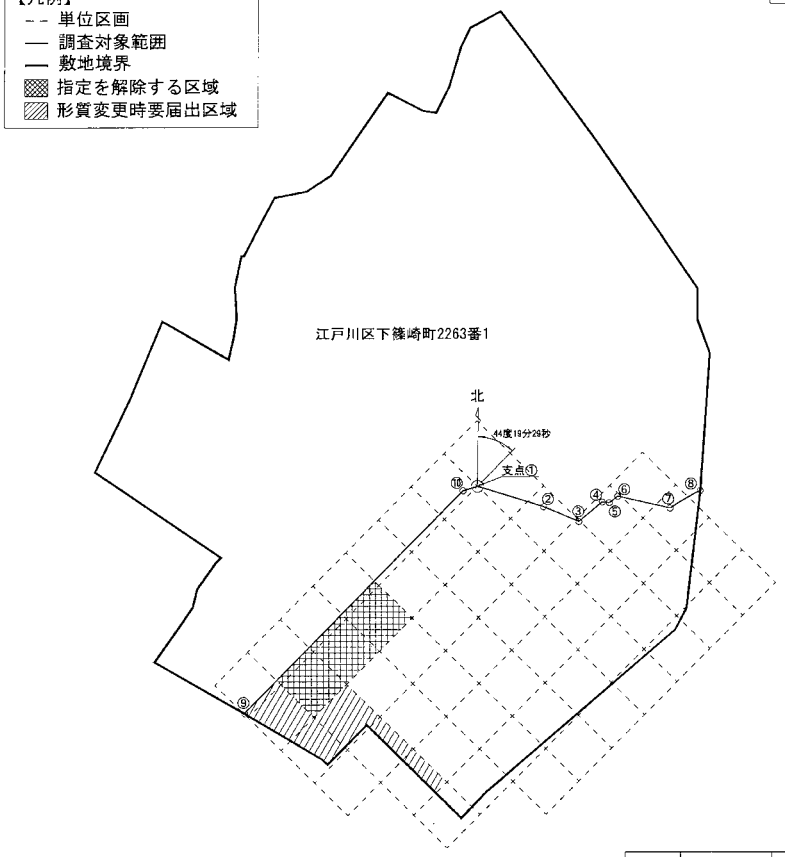

測点名	X座標	Y座標
①（支点）	-35650.457	7125.579
②	-35655.081	7139.528
③	-35658.368	7146.972
④	-35653.819	7151.809
⑤	-35654.272	7153.002
⑥	-35652.645	7155.168
⑦	-35655.527	7166.779
⑧	-35651.517	7173.511
⑨	-35699.552	7075.457
⑩	-35651.706	7122.395

【支点】

支点の位置はX=-35650.457,Y=7125.579とする。
※支点及び境界点座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度（44度19分29秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

告示（教）

◉東京都教育委員会告示第二十三号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条第三項の規定に基づき、町田調理師専門学校の連携措置に係る科目について令和二年四月一日付けで次のとおり追加指定したので告示する。

令和二年四月十日

東京都教育委員会

追加指定した連携措置に係る科目	追加指定した連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
調理理論と食文化概論Ⅱ（食文化概論）	フードデザイン

告示（選）

◉東京都選挙管理委員会告示第二十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和二年四月十日

東京都選挙管理委員会

二二八、七〇七

◉東京都選挙管理委員会告示第三十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法

律第百六十二号）第八条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和二年四月十日

東京都選挙管理委員会

一、五二九、四一八

◉東京都選挙管理委員会告示第三十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和二年四月十日

東京都選挙管理委員会

選挙区名	数
千代田区選挙区	17,671
中央区選挙区	45,192
港区選挙区	67,850
新宿区選挙区	91,336
文京区選挙区	61,009
台東区選挙区	55,542
墨田区選挙区	76,570
江東区選挙区	136,407
品川区選挙区	112,076
目黒区選挙区	79,083
大田区選挙区	169,715
世田谷区選挙区	195,014
渋谷区選挙区	64,193
中野区選挙区	94,187
杉並区選挙区	147,924
豊島区選挙区	77,501
北区選挙区	96,748
荒川区選挙区	56,921
板橋区選挙区	145,465
練馬区選挙区	169,254
足立区選挙区	161,207
葛飾区選挙区	126,889
江戸川区選挙区	160,219
八王子市選挙区	145,214
立川市選挙区	51,226
武蔵野市選挙区	41,231
三鷹市選挙区	52,352
青梅市選挙区	37,825
府中市選挙区	71,621
昭島市選挙区	31,335
町田市選挙区	119,227
小金井市選挙区	33,969
小平市選挙区	53,197
日野市選挙区	51,695
西東京市選挙区	56,744
西多摩選挙区	69,324
南多摩選挙区	66,631
北多摩第一選挙区	85,514
北多摩第二選挙区	56,280
北多摩第三選挙区	89,416
北多摩第四選挙区	53,462
島部選挙区	7,141

告　　示（公）

◉東京都公安委員会告示第137号

技能検定員審査等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第３号。以下「規則」という。）第１条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第２条の規定により次のとおり告示する。

令和２年４月10日

東京都公安委員会

委員長　北　井　久美子

記

１　審査の種類

(1)　大型自動車免許技能検定員審査

(2)　中型自動車免許技能検定員審査

(3)　準中型自動車免許技能検定員審査

(4)　普通自動車免許技能検定員審査

(5)　大型特殊自動車免許技能検定員審査

(6)　大型自動二輪車免許技能検定員審査

(7)　普通自動二輪車免許技能検定員審査

(8)　牽引（けん）免許技能検定員審査

2　審査を受けようとする者の資格

受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。

3　審査項目及び審査細目

⑴　技能検定に関する技能

ア　技能検定員として必要な自動車の運転技能

イ　自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能

⑵　技能検定に関する知識

ア　教則の内容となっている事項

イ　自動車教習所に関する法令についての知識

ウ　技能検定の実施に関する知識

エ　自動車の運転技能の評価方法に関する知識

4　審査細目の免除

規則第17条第１項若しくは第２項又は附則第３条第１項第１号若しくは第２号のいずれかの規定に該当する者

5　審査の日時及び場所

⑴　日時

令和２年５月11日（月曜日）から同月15日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時

⑵　場所

警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目１番地の１）

6　申請手続

⑴　申請書類

ア　申請書（規則別記様式第１号の審査申請書とする。）

イ　写真（申請前６か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）

ウ　審査細目が免除される者は、これを証明する書面

⑵　受付日時

令和２年４月23日（木曜日）及び同月24日（金曜日）の午前９時30分から午後４時まで

⑶　受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課（府中市多磨町三丁目１番地の１）

⑷　申請に関する注意事項

ア　申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和２年４月13日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

イ　写真は、申請書に貼り付けること。

ウ　提出書類は、本人が直接持参すること。

エ　運転免許証を提示すること。

7　審査手数料

大型自動車免許技能検定員審査、中型自動車免許技能検定員審査又は準中型自動車免許技能検定員審査を受けようとする者にあっては23,400円、普通自動車免許技能検定員審査を受けようとする者にあっては19,500円、その他の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあっては14,700円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第２　１の項備考２に規定する額を減額する。

8　携行品及び服装

⑴　携行品

ア　運転免許証

イ　筆記用具

㋐　黒色又は青色のボールペン

㋑　赤色のボールペン

⑵　服装

自動車の運転に支障のない服装

9　合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第２号の技能検定員審査合格証明書を交付する。

10　問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課

電話　03（3581）4321　内線7250-5264

◉東京都公安委員会告示第138号

技能検定員審査等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第３号。以下「規則」という。）第10条第１項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第２項において準用する規則第２条の規定により次のとおり告示する。

令和２年４月10日

東京都公安委員会

委員長　北　井　久美子

記

1　審査の種類

⑴　大型自動車免許教習指導員審査

⑵　中型自動車免許教習指導員審査

⑶　準中型自動車免許教習指導員審査

⑷　普通自動車免許教習指導員審査

⑸　大型特殊自動車免許教習指導員審査
⑹　大型自動二輪車免許教習指導員審査
⑺　普通自動二輪車免許教習指導員審査
⑻　牽引免許教習指導員審査

2　審査を受けようとする者の資格

受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。

3　審査項目及び審査細目

⑴　教習に関する技能

ア　教習指導員として必要な自動車の運転技能
イ　技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能
ウ　学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能

⑵　教習に関する知識

ア　教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識
イ　自動車教習所に関する法令についての知識
ウ　教習指導員として必要な教育についての知識

4　審査細目の免除

規則第17条第１項若しくは第４項又は附則第３条第１項第３号から第５号までのいずれかの規定に該当する者

5　審査の日時及び場所

⑴　日時

令和２年５月11日（月曜日）から同月15日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時

⑵　場所

警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目１番地の１）

6　申請手続

⑴　申請書類

ア　申請書（規則別記様式第１号の審査申請書とする。）
イ　写真（申請前６か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）
ウ　審査細目が免除される者は、これを証明する書面

⑵　受付日時

令和２年４月23日（木曜日）及び同月24日（金曜日）の午前９時30分から午後４時まで

⑶　受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課（府中市多磨町三丁目１番地の１）

⑷　申請に関する注意事項

ア　申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和２年４月13日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。
イ　写真は、申請書に貼り付けること。
ウ　提出書類は、本人が直接持参すること。
エ　運転免許証を提示すること。

7　審査手数料

大型自動車免許教習指導員審査、中型自動車免許教習指導員審査又は準中型自動車免許教習指導員審査を受けようとする者にあっては14,550円、普通自動車免許教習指導員審査を受けようとする者にあっては11,850円、その他の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあっては9,650円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第２　１の項備考３に規定する額を減額する。

8　携行品及び服装

⑴　携行品

ア　運転免許証
イ　筆記用具（黒色又は青色のボールペン）

⑵　服装

自動車の運転に支障のない服装

9　合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第８号の教習指導員審査合格証明書を交付する。

10　問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課
電話　03（3581）4321　内線7250-5264

公　　告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年四月十日

東京都多摩建築指導事務所長
浅　井　　勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
東久留米市小山二丁目六百六十番二から同番四まで	武蔵野市吉祥寺北町一丁目二十九番一号 兼六土地建物株式会社 代表取締役　鍵市　佳克
東久留米市下里一丁目二百三十番十二の一部	西東京市東伏見三丁目六番十九号 タクトホーム株式会社 代表取締役　小寺　一裕
三鷹市大沢五丁目八百十四番一及び同番五から同番七まで	立川市錦町二丁目四番三号 株式会社ライズウェル 代表取締役　渡邉　裕

東京消防庁許認可等事務の標準処理期間に関する規程

東京消防庁許認可等事務の標準処理期間に関する規程（平成六年九月三十日付公告）の一部を改正したので、次のとおり公告する。

令和二年四月十日

東京消防庁

消防総監　安　藤　俊　雄

東京消防庁許認可等事務の標準処理期間に関する規程

平成６年９月30日
東京消防庁訓令第30号

改正　平成７年３月30日訓令第15号
平成８年３月29日訓令第５号
平成９年７月10日訓令第31号
平成19年９月26日訓令第40号
平成24年７月17日訓令第29号
平成25年３月８日訓令第13号
平成29年７月25日訓令第18号
令和２年３月12日訓令第19号
令和２年３月31日訓令第33号

（目的）

第１条　この規程は、東京消防庁の所管する許認可等事務の標準処理期間を定め、行政手続の公正の確保及び透明性の向上を図り、事務処理の迅速かつ適正な執行を確保することにより、都民の利便性の向上に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　許認可等事務　申請（法令及び条例等に基づき、知事（東京消防庁が所管する場合に限る。以下同じ。）、消防総監又は消防署長の許可、認可、承認その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為であって、当該行為に対して知事、消防総監又は消防署長が諾否の応答をすべきこととされているもの）に基づいて処理する事務をいう。

(2)　処理機関　許認可等事務に係る申請に対する処分を行う本庁及び消防署をいう。

(3)　標準処理期間　許認可等事務の処理に通常要する期間をいう。

(4)　経由機関　申請の提出先が、処理機関と異なる機関である場合の当該機関をいう。

(5)　経由日数　申請が経由機関に到達してから、処理機関に到達するまでに通常要する日数をいう。

（標準処理期間）

第３条　標準処理期間は、法令を根拠とする許認可等事務にあっては別表第１に、条例等を根拠とする許認可等事務にあっては別表第２にそれぞれ定めるとおりとする。

（標準処理期間の算定）

第４条　標準処理期間は、申請が処理機関（経由機関がある場合は当該機関）に到達した日から起算して処分をする日までの日数とする。

2　次の各号に掲げる期間は、標準処理期間に算入しないものとする。

⑴　東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第１条に定める休日の日数

⑵　申請の不備その他の理由による補正及び審査のために必要な書類等の追加のために要する日数

（処理機関の責務）

第５条　処理機関は、許認可等事務については、別表第１及び別表第２にそれぞれ定められた標準処理期間内に処理するよう努めるものとする。

2　処理機関は、許認可等事務の処理に際し、申請者の求めがあったときは、必要な情報を提供するよう努めるものとする。

別表第１（第３条関係）

番号	事務名	根拠法令	処理機関	標準処理期間（日）	経由機関	経由日数（標準処理期間内の日数）	備考
1	警戒線通行証の貸与	消防法施行規則第 48 条第１項	総務部総務課	10	消防署	4	
2	行政財産の使用許可（公有財産管理運用委員会付議を要するもの）	地方自治法第 238 条の４第７項	総務部施設課	105	消防署	6	無償事案の場合の処理期間は 40 日。使用料評価に日数を要す。
3	行政財産の使用許可（財産運用部長協議を要するもの）	地方自治法第 238 条の４第７項	総務部施設課	95	消防署	6	無償事案の場合の処理期間は 30 日。使用料評価に日数を要す。
4	行政財産の使用許可（上記２及び３以外のもの）	地方自治法第 238 条の４第７項	総務部施設課（自動販売機は消防署）	85	消防署	6	無償事案の場合の処理期間は 20 日。使用料評価に日数を要す。
5	給付を受ける権利の裁定	恩給法第 12 条	人事部職員課	90			扶助料裁定で 18 歳以上の重度障害者の認定に日数を要す。
6	危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認	消防法第 10 条第１項	消防署	3			震災時等においては、速やかに承認する。
7	危険物施設の設置・変更許可	消防法第 11 条第１項	予防部危険物課	20	消防署	15	
8	危険物施設の設置・変更許可	消防法第 11 条第１項	消防署出張所	15			

番号	事務名	根拠法令	処理機関	標準処理期間（日）	経由機関	経由日数（標準処理期間内の日数）	備考
9	危険物施設の設置・変更許可	消防法第11条第1項	予防部危険物課	20			島しょ地区
10	危険物施設の完成検査	消防法第11条第5項	消防署出張所	3			
11	危険物施設の完成検査	消防法第11条第5項	予防部危険物課	5			島しょ地区
12	危険物施設の仮使用承認	消防法第11条第5項	消防署出張所	3			
13	危険物施設の仮使用承認	消防法第11条第5項	予防部危険物課	3			島しょ地区
14	危険物施設の完成検査前検査	消防法第11条の2第1項	消防署出張所	5			
15	危険物施設の完成検査前検査	消防法第11条の2第1項	予防部危険物課	5			島しょ地区
16	予防規程の認可、変更認可	消防法第14条の2第1項	消防署	10			制定の場合は10日、変更の場合は5日
17	予防規程の認可、変更認可	消防法第14条の2第1項	予防部危険物課	10			島しょ地区。制定の場合は10日、変更の場合は5日
18	保安検査	消防法第14条の3	消防署	15			
19	保安検査	消防法第14条の3	予防部危険物課	15			島しょ地区
20	完成検査済証の再交付	危険物の規制に関する政令第8条第4項	消防署出張所	3			
21	完成検査済証の再交付	危険物の規制に関する政令第8条第4項	予防部危険物課	3			島しょ地区
22	保安検査時期の変更・延長	危険物の規制に関する政令第8条の4第2項	消防署	5			
23	保安検査時期の変更・延長	危険物の規制に関する政令第8条の4第2項	予防部危険物課	10			島しょ地区
24	休止中の特定屋外タンク貯蔵所の内部点検期間延長	危険物の規制に関する規則第62条の5第3項	消防署	5			
25	休止中の特定屋外タンク貯蔵所の内部点検期間延長	危険物の規制に関する規則第62条の5第3項	予防部危険物課	7			島しょ地区
26	休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長	危険物の規制に関する規則第62条の5の2第2項	消防署	5			
27	休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長	危険物の規制に関する規則第62条の5の2第2項	予防部危険物課	7			島しょ地区
28	休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長	危険物の規制に関する規則第62条の5の3第2項	消防署	5			

番号	事務名	根拠法令	処理機関	標準処理期間（日）	経由機関	経由日数（標準処理期間内の日数）	備考
29	休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長	危険物の規制に関する規則第62条の5の3第2項	予防部危険物課	7			島しょ地区
30	防火対象物点検報告特例認定	消防法第8条の2の3第1項	消防署出張所	30			
31	防災管理点検報告特例認定	消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の3第1項	消防署出張所	30			
32	危険物取扱者免状の交付	消防法第13条の2第3項	予防部防火管理課	14			
33	危険物取扱者免状の写真以外の書換え	危険物の規制に関する政令第34条	予防部防火管理課	20	消防署出張所	6	
34	危険物取扱者免状の写真の書換え	危険物の規制に関する政令第34条	予防部防火管理課	20	消防署出張所	6	
35	危険物取扱者免状の再交付	危険物の規制に関する政令第35条第1項	予防部防火管理課	20	消防署出張所	6	
36	危険物取扱者保安講習	消防法第13条の23	消防署出張所	1			
37	消防設備士免状の交付	消防法第17条の7第1項	予防部防火管理課	14			
38	消防設備士免状の写真以外の書換え	消防法施行令第36条の5	予防部防火管理課	20	消防署出張所	6	
39	消防設備士免状の写真の書換え	消防法施行令第36条の5	予防部防火管理課	20	消防署出張所	6	
40	消防設備士免状の再交付	消防法施行令第36条の6第1項	予防部防火管理課	20	消防署出張所	6	
41	消防設備士講習	消防法第17条の10	消防署出張所	1			

別表第２（第３条関係）

番号	事務名	根拠法令	処理機関	標準処理期間（日）	経由機関	経由日数（標準処理期間内の日数）	備考
1	公文書の開示請求	東京都情報公開条例 第５条	本庁主管課	14	総務部総務課又は消防署	2	条例第 12 条で処理期間を規定（翌日から起算し、土・日を含む。）
2	保有個人情報の開示請求	東京都個人情報の保護に関する条例 第 12 条第１項	本庁主管課	14	総務部総務課又は消防署	2	条例第 14 条で処理期間を規定（翌日から起算し、土・日を含む。）
3	保有個人情報の訂正請求	東京都個人情報の保護に関する条例 第 18 条第１項	本庁主管課	30	総務部総務課又は消防署	2	条例第 20 条で処理期間を規定（翌日から起算し、土・日を含む。）
4	保有個人情報の利用停止請求	東京都個人情報の保護に関する条例 第 21 条の３第１項	本庁主管課	30	総務部総務課又は消防署	2	条例第 21 条の６で処理期間を規定（翌日から起算し、土・日を含む。）
5	保有特定個人情報の開示請求	東京都特定個人情報の保護に関する条例 第 26 条第１項	本庁主管課	14	総務部総務課又は消防署	2	条例第 28 条で処理期間を規定（翌日から起算し、土・日を含む。）
6	保有特定個人情報の訂正請求	東京都特定個人情報の保護に関する条例 第 35 条第１項	本庁主管課	30	総務部総務課又は消防署	2	条例第 38 条で処理期間を規定（翌日から起算し、土・日を含む。）
7	保有特定個人情報の利用停止請求	東京都特定個人情報の保護に関する条例 第 41 条第１項	本庁主管課	30	総務部総務課又は消防署	2	条例第 44 条で処理期間を規定（翌日から起算し、土・日を含む。）
8	給付を受ける権利の裁定	東京都恩給条例 第 11 条	人事部職員課	90			扶助料裁定で 18 歳以上の重度障害者の認定に日数を要す。
9	給付を受ける権利の裁定	雇傭員の退職年金及び退職一時金等に関する条例 第６条	人事部職員課	90			扶助料裁定で 18 歳以上の重度障害者の認定に日数を要す。
10	療養期間及び療養方法等の変更	特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則 第５条第２項	防災部消防団課	7	消防署	4	
11	補償の請求	特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則 第８条	防災部消防団課	25	消防署	4	
12	年金証書の再交付	特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則 第 23 条第１項	防災部消防団課	7	消防署	3	
13	異動届	特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則 第 25 条	防災部消防団課	7	消防署	3	

番号	事務名	根拠法令	処理機関	標準処理期間（日）	経由機関	経由日数（標準処理期間内の日数）	備考
14	年金の支給停止等	特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則 第 26 条第２項	防災部消防団課	7	消防署	3	
15	患者等搬送事業者の認定	救急業務等に関する条例 第 14 条第２項	救急部救急指導課	14	消防署	10	
16	患者等搬送事業内容の変更	救急業務等に関する条例 第 18 条	救急部救急指導課	14	消防署	10	
17	性能試験	火災予防条例 第 63 条第２項	予防部予防課	40			
18	性能試験結果証明	火災予防条例 第 63 条第２項	予防部予防課	3			
19	優良防火対象物認定	火災予防条例 第 55 条の５の 10 第２項	消防署 出張所	30			
20	認定優良防火対象物変更認定	火災予防条例 第 55 条の５の 13	消防署 出張所	15			
21	防火安全技術講習を実施する機関の登録	火災予防条例 第 63 条の２第３項	予防部予防課	65			
22	危険物施設の許可書の再交付	火災予防施行規程 第３条の３第１項	消防署 出張所	3			
23	危険物施設の許可書の再交付	東京都危険物の規制に関する規則 第 13 条第１項	予防部危険物課	3			島しょ地区
24	タンク検査済証の再交付	火災予防施行規程 第３条の３第１項	消防署 出張所	3			
25	タンク検査済証の再交付	東京都危険物の規制に関する規則 第 14 条	予防部危険物課	3			島しょ地区
26	禁止行為の解除承認	火災予防条例 第 23 条第１項	消防署 出張所	5			火災予防条例に基づき消防総監が定める基準及び消防総監が火災予防上必要と認める措置（平成 16 年６月東京消防庁告示第７号）第１、２、(3)及び(4)の場合の処理期間は 10 日
27	自衛消防技術試験	火災予防条例 第 62 条の４第１項	消防署 出張所	1			
28	自衛消防技術認定証の交付	火災予防条例 第 62 条の４第２項	予防部防火管理課	7			
29	自衛消防技術認定証の書換え	火災予防条例 第 62 条の４第３項	予防部防火管理課	7	消防署 出張所	3	

番号	事務名	根拠法令	処理機関	標準処理期間（日）	経由機関	経由日数（標準処理期間内の日数）	備考
30	自衛消防技術認定証の再交付	火災予防条例第62条の4第4項	予防部防火管理課	7	消防署出張所	3	
31	直接通報の承認	火災予防条例第61条の2	消防署	16			
32	代理通報事業者の認定	火災予防条例第61条の2の3	防災部防災安全課 予防部防火管理課	30			
33	防火管理技能講習を実施する機関の登録	火災予防条例第55条の3の5第2項	予防部防火管理課	65			

発行
東京都
電話　〇三（五三二一）一一一一（代）
郵便番号
163-8001
定価
本号　五〇円
一箇月　六、六〇〇円
（郵送料を含む。）
印刷所
勝美印刷株式会社
電話　〇三（三八一二）五二〇一（代）
郵便番号
113-0001

FSC ミックス紙 FSC® C006270
リサイクル適性Ⓐ